

令和4年6月吉日

お客様各位

日本ライフライン(株)  
AED 事業推進部

小児・成人名称変更への対応

謹啓

お客様各位におかれましては弊社の AED をご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、これまで、AED の使用対象者のうち小学生未満の対象者は「小児」、小学生以上の対象者は「成人」という名称で区別され、弊社 AED においても夫々を「小児モード」「成人モード」として呼び分けておりました。

一方、2021 年 7 月に発刊された「JRC 蘇生ガイドライン 2020」（一般社団法人 日本蘇生協議会 監修）に於いて、誤って小学生以上の児童に小児モード（や小児パッド）が用いられぬよう、それぞれ「未就学児」「小学生～大人」と名称が変更されました。

これを受け、令和 4 年 5 月 26 日に厚生労働省より通知（薬生機審発 0526 第 1 号/薬生安発 0526 第 1 号）「自動体外式除細動器及び体表用除細動電極の適正使用に関する情報提供等の実施について」が発出され、既に出荷された AED の管理者に対し、当該変更のご説明と実際の使用時に適切なモード選択が行えるよう、AED に貼付するステッカーの配布を行う旨の指示がなされました。

つきましては、弊社では現在本準備を進めており、詳細なご説明文とステッカーを本年度夏以降、AED 設置者様宛に発送させて頂く所存でございます。尚、ステッカーは、成人モードボタンの近くに「小学生～大人」、小児モードボタンの近くに「未就学児」という文字が表示されるようなデザインになる予定です。

受け取られましたら、内容をよくご確認の上、ステッカーを本体に貼り付けて頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

AED の適切な管理・使用の為に何卒ご協力をお願い申し上げます。

謹白

**【お問合せ先】**

日本ライフライン株式会社

AED 事業推進部

〒140-0002

東京都品川区東品川 2 丁目 2 番 20 号

TEL:0120-001-332